資料①

第3次芦屋町地域福祉計画・芦屋町地域福祉活動計画に基づく
令和7年度「具体的な取組」の評価及び令和8年度「具体的な取組」の計画【概要】

【計画の体系】

	基本目標	取組の柱	施策
認めあい、支えあい、つながる笑顔のまちづくり	基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	(1) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり	①情報提供の充実
			②相談支援体制の整備、充実
		(2) 福祉サービス向上の仕組みづくり	①福祉サービスの充実
			②適切な福祉サービスの提供
		(3) 配慮が必要な人を支える仕組みづくり	①生活困窮者への自立支援
			②虐待への対応
			③自殺対策を視野に入れた支援の充実
		(4) 権利擁護支援ができる仕組みづくり	①成年後見制度利用促進のための施策の推進(成年後見制度利用促進計画)
	基本目標2 安心安全な暮らしを支える地域づくり	(1) 支え合える関係づくり	①地域住民の交流の充実
			②地域団体活動の促進
			③交流の場の確保
		(2) 地域における連携の体制づくり	①避難行動要支援者名簿等の充実
			②見守り活動の充実
			③地域における支援者との連携
		(3) 安心・安全を支える体制づくり	①災害時や緊急時の情報提供の充実
			②地域防災体制の確立
			③防犯体制・交通安全対策の充実
			④暮らしやすい環境の整備
			⑤再犯防止のための施策の推進(再犯防止推進計画)
	基本目標3 福祉を支える人づくり	(1) 福祉意識向上のための環境づくり	①地域福祉などに関する広報・啓発の推進
		(2) 地域福祉を担う人づくり	①地域福祉を担う人材の確保や育成

【「評価」の区分】
◎:計画の目標を達成した　○:概ね計画を達成した　△:計画どおりに実施できなかった
―:本年度は該当施策はなかった

＜基本目標1＞福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

(1)福祉サービスを利用しやすい環境づくり

①情報提供の充実

行政の取組

具体的取り組み項目(資料② 取組番号 2) ◆福祉サービスを必要とする人に積極的に情報提供できるよう、地域の既存組織や団体、事業所等を通じた福祉サービスの周知に努めます。
福祉課(障がい者・生活支援係) 令和7年度 取組結果・実績(評価△) ◆民生委員・児童委員の一斉改選後に、定例会で障がい者福祉のしおりを用いて、障害者手帳の制度及び障害福祉サービスに関する勉強会を開催する予定にしていましたが、開催することはできませんでした。 今後の課題等 ◆指定特定相談支援事業所に対して、積極的に情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員が適切な支援を行えるよう、適宜、障害福祉サービスに関する勉強会を開催し、知識の向上を図ることが必要です。 令和8年度 計画 ◆サービスを必要とする方へ周知できるように、指定特定相談支援事業所(みどり園、まつかぜ荘)及び民生委員・児童委員に対し積極的に情報提供を行います。

社会福祉協議会の取組

具体的取り組み項目(資料③ 取組番号 1) ◆自主的な地域福祉活動の輪が広がり、福祉に関する意識が高まるよう、広報誌の充実や訪問活動等による広報・啓発に努めます。
令和7年度 取組結果・実績(評価〇) ◆広報紙6月号では社協ヘルパーステーションを利用者やスタッフの笑顔とともに、10 月号では生活福祉資金の教育支援資金を、2 月号では日常生活自立支援事業を平易な言葉で案内しました。 今後の課題等 ◆ホームページ掲載情報について更新の頻度を上げる必要があります。 令和8年度 計画 ◆常に読み手の立場で分かりやすい情報の提供に努めます。 ◆ホームページ掲載情報の更新を定期化します。

②相談支援体制の整備、充実

行政の取組

具体的取り組み項目（資料② 取組番号 10） ◆必要に応じて関係各課で情報共有を行い、複合的な生活課題を抱える人の相談に、各課が連携して対応する体制の充実に努めます。
福祉課（高齢者支援係） 令和7年度　取組結果・実績（評価◎） ◆高齢者虐待について、個別ケース会議を開催する事案はありませんでしたが、関係者間で情報共有を行いました。 ◆障がい福祉サービスと介護サービスの両方の利用対象者については、障がい者・生活支援係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めました。 令和8年度　計画 ◆必要に応じて個別ケース会議を開催し、関係者間の情報共有や連携を図ります。 ◆障がい福祉サービスと介護サービスの両方の利用対象者については、障がい者・生活支援係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。
福祉課（障がい者・生活支援係） 令和7年度　取組結果・実績（評価◎） ◆芦屋町要保護児童対策地域協議会（健康こども課、学校教育課、福祉課、児童相談所等関係機関）に参加し、情報共有を行いました（3回/年）。 ◆障がい児通所支援を受けている問題家庭等については、健康・こども課や学校教育課と情報共有を行いました。また、障がい福祉サービスと介護保険サービスを利用している方についても、介護保険事業所と情報共有を行い、サービス支給量を検討しました。 令和8年度　計画 ◆芦屋町要保護児童対策地域協議会に参加し、情報共有を図ります。 ◆障がいのある人やその家族の問題については、各係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。
健康・こども課（子育て支援係）） 令和7年度　取組結果・実績（評価◎） ◆相談を受けた際、相談者の状況や困りごとの種類に応じ、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、子ども支援オフィス、学校、保育所などの関係機関と連携して支援を行いました。 令和8年度　計画 ◆こどもの育ち、こどもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、子ども支援オフィス、学校、保育所などの関係機関と連携して支援を行います。

社会福祉協議会の取組

具体的取り組み項目(資料③ 取組番号 3) ◆日常的な相談を随時受け付けるとともに、心配ごと相談を実施し、生活上の様々な不安を取り除きます。
令和7年度　取組結果・実績(評価〇) ◆外出ができないひきこもりの人について、ケースワーカーからの協力要請をきっかけにして支援に入りました。家庭ゴミの処分や生活課題の把握を行い、福岡県精神保健センターにも相談しながら関係機関で情報を共有し、生活課題の解決を本人主体で行うことができるよう進めました。 今後の課題等 ◆本人が自立した地域生活を送ることができるよう他機関との密な連携が必要です。 令和8年度　計画 ◆令和7年度の個別の支援を継続するとともに、あらゆる相談に対する窓口を開きます。 ◆経済的な理由や身体の状況等から病院受診や買い物に一人ではいけない高齢者等に対する支援策を検討します。

(3)配慮が必要な人を支援できる仕組みづくり

①生活困窮者への自立支援

行政の取組

具体的取り組み項目(資料② 取組番号 18) ◆経済的に困窮している人が、適切な支援を受けられるよう、県の福祉事務所や社会福祉協議会などの関係機関との連携を図ります。
福祉課(障がい者・生活支援係) 令和7年度　取組結果・実績(評価◎) ◆生活困窮者に対し、福祉事務所や社会福祉協議会、困りごと相談室等と連携して食糧支援等の対応を行いました。 令和8年度　計画 ◆生活困窮者が適切な支援へ繋がるように、各関係機関(県や社会福祉協議会等)と連携を図ります。

社会福祉協議会の取組

具体的取り組み項目(資料③ 取組番号 8) ◆生活福祉資金貸付制度による経済的支援を行います。
令和7年度　取組結果・実績(評価〇) ◆生活福祉資金の中の「教育支援資金」について本会広報「ふれあい」第 139 号(令和 7 年 10 月発行)にて周知を図りました。 ◆ホームページでも概要を紹介しています。 ◆令和 7 年度の対応実績は、相談 27 件、申込 8 件、決定 8 件でした。

今後の課題等

◆令和４年９月に終了したコロナ特例貸付利用者へのアフターフォローが必要です。

令和8年度　計画

◆引き続き広報やホームページに掲載して周知を図るとともに、民生委員等との連携により申し込みまでを円滑にできるよう努めます。

③自殺対策を視野に入れた支援の充実

行政の取組

具体的取り組み項目（資料②　取組番号 23）

◆「芦屋町いのちを支える計画」を策定し、関係各課の施策を整理したうえ必要な支援を行うとともに、実行状況について、毎年度の進捗管理を行います。

福祉課（障がい者・生活支援係）

令和7年度　取組結果・実績（評価◎）

◆自殺対策進捗確認シートをもとに、関係部署が担当する様々な施策について、PDCA サイクルによる進捗管理を行い、計画を進めました。

◆若年者の自殺対策として、広報紙9月号に特集記事を掲載したほか、二十歳のつどいで自殺予防のパンフレットやクリアファイル等の啓発物を配布し、啓発を行いました。

◆民生委員・児童委員の定例会（1月）で、ゲートキーパー養成研修を開催しました。

今後の課題等

◆自殺を防ぐための広報啓発や、ゲートキーパー研修による人材育成等、必要な支援を継続することが必要です。

◆自殺者の状況を確認し、年齢層に応じて周知、啓発方法を工夫することが必要です。

令和8年度　計画

◆自殺対策進捗確認シートをもとに、関係部署が担当する様々な施策について、実施状況、評価等を行う PDCA サイクルによる進捗管理を行い、計画を進めます。

◆住民の自殺対策やメンタルヘルスに対する意識の向上を図るため、自殺予防の広報啓発やゲートキーパー研修による人材育成を行います。

社会福祉協議会の取組

具体的取り組み項目（資料③　取組番号 12）

◆地域住民にとっての身近な相談役・つなぎ役である民生委員・児童委員への活動支援と連携を強化し、支援が必要な人への迅速かつ正確な対応を図ります。

令和7年度　取組結果・実績（評価〇）

◆自死に関する個別具体的な事例に関する情報はありませんでした。

令和8年度　計画

◆引き続き民生委員児童委員協議会の定例会等に参加し、必要な情報収集に努めます。

（4）権利擁護支援ができる仕組みづくり

①成年後見制度利用促進のための施策の推進（成年後見制度利用促進計画）

行政の取組

具体的取り組み項目（資料② 取組番号 24） ◆町における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を通じて、権利擁護支援の必要な人の早期発見と適切な調整に努めます。
福祉課（高齢者支援係、障がい者・生活支援係） 令和7年度　取組結果・実績（評価◎） ◆成年後見制度に関する記事を、広報紙 5 月号に掲載しました。 ◆遠賀郡三町（芦屋・岡垣・遠賀町）で中核機関として委託している北九州市成年後見支援センターで無料電話相談や無料出張相談を 6 回行いました。また、地域包括支援センターの窓口でも相談対応を行いました。 ◆成年後見制度利用促進に向けて遠賀郡内の三町（芦屋町・岡垣町・遠賀町）と協議を行い、医療機関や居宅介護支援事業所向けに勉強会を 1 回、住民向けに講演会を 1 回開催しました。 令和8年度　計画 ◆成年後見制度について、年 1 回広報紙に掲載します。 ◆遠賀郡三町（芦屋・岡垣・遠賀町）で中核機関として委託している北九州市成年後見支援センターが無料電話相談や無料出張相談（年 6 回、隔月に各町が担当）を行い、情報提供や的確な支援を行います。 ◆職員の対応力向上のため、成年後見制度の研修に参加します。

具体的取り組み項目（資料② 取組番号 25） ◆本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制の整備により、チームへの適切なバックアップを行い、専門職団体や関係機関との連携体制を強化するとともに、担い手の確保や育成等に努めます。
福祉課（高齢者支援係、障がい者・生活支援係） 令和7年度　取組結果・実績（評価◎） ◆支援が必要な相談者に適宜、チラシやパンフレットを配布し、必要に応じて北九州市成年後見支援センターや芦屋町社会福祉協議会へ繋ぎました。 ◆金銭管理が必要と思われる人に対し、社会福祉協議会と連携して、日常生活自立支援事業による支援につなげました。 令和8年度　計画 ◆成年後見制度に関する支援が必要な場合は、北九州市成年後見支援センターや芦屋町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、支援を行います。

具体的取り組み項目(資料② 取組番号 26) ◆成年後見制度の利用に関する事業等により、利用促進を図ります。
福祉課(高齢者支援係、障がい者・生活支援係) 令和7年度 取組結果・実績(評価〇) ◆芦屋町成年後見制度利用支援事業の利用が必要な人はいませんでしたが、成年後見講演会や勉強会等で成年後見制度利用支援事業の周知を図り、相談があった際に対応できるよう支援体制を整えました。 令和8年度 計画 ◆相談窓口を充実させ、芦屋町成年後見制度利用支援事業(首長申立て)の利用が必要な人に支援を行います。

社会福祉協議会の取組

具体的取り組み項目(資料③ 取組番号 13) ◆認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方が、地域で自立した生活を過ごすため、日常生活自立支援事業により支援します。
令和7年度 取組結果・実績(評価〇) ◆日常生活自立支援事業について、本会広報「ふれあい」第 140 号に掲載しました。 ◆新規利用が 4 件(認知症高齢者3人、知的障がい者1人)ありました。 ◆職員の対応力向上のため、県社協が主催する専門員研修・生活支援員研修に 1 回ずつ参加しました。 今後の課題等 ◆成年後見制度は 2028 年度の改正によって日常生活自立支援事業寄りになりますが、新しい同制度への理解を深める必要があります。 令和8年度 計画 ◆日常生活自立支援事業と新しい成年後見度の効果的な連携について、県社協や他市町村社協と研究を行います。

＜基本目標2＞安心安全な暮らしを支える地域づくり

(1)支え合える関係づくり

①地域住民の交流の充実

行政の取組

具体的取り組み項目(資料② 取組番号 28) ◆地域の高齢者同士の交流促進のため、地域交流サロン等の開催を支援します。
福祉課(高齢者支援係) 令和7年度 取組結果・実績(評価◎) ◆地域交流サロンを実施する地区(19 地区)に対し、運営経費の一部を補助し、財政的支援を行いました。 ◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を 1 回開催し、28 名が参加しました。 ◆新たなサロン開始地区はありませんでしたが、広報 9 月号、11 月号で開始地区や参加者の募集を行いました。 令和8年度 計画 ◆地域交流サロンを実施する地区に対し、運営経費の一部を補助し、財政的支援を行います。 ◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を開催します。 ◆新たににサロンを開始予定の地区には立ち上げ支援研修を開催します。

社会福祉協議会の取組

具体的取り組み項目(資料③ 取組番号 15) ◆高齢者・障がいのある人を対象とした、相談支援、放課後の子どもの居場所づくり事業等の活動を周知し、住民の相互理解を深める機会を提供します。
令和7年度 取組結果・実績(評価〇) ◆本会の広報「ふれあい」第 139 号及び第 140 号でこども食堂を紹介し、地域の大人との交流や安心して過ごせる場所であることを伝えました。 ◆生活支援コーディネーターが地域交流サロンに出向いて、生活支援コーディネーターの役割等について紹介しました。 今後の課題等 ◆こども食堂は子どもだけの食堂であるという誤解の解消が必要です。 ◆全ての地域交流サロンと顔なじみの関係になる必要があります。 令和8年度 計画 ◆さまざまな機会を通じてこども食堂の役割を普及します。 ◆年度中に全てのサロンを訪問し、気軽に意見交換できる関係づくりを行います。

②地域団体活動の促進

行政の取組

具体的取り組み項目(資料② 取組番号 29) ◆地域で活動するボランティア団体等について、活動内容を周知するとともに、人材確保に向けた広報活動への協力など、活性化に向けた取組を支援します。
福祉課(高齢者支援係) 令和7年度 取組結果・実績(評価◎) ◆あしたの会の活動内容について、窓口での相談対応時等にチラシを配付し周知しました。 ◆ボランティア連絡協議会である芦屋町手をつなぐリボンの会の構成 6 団体に補助金を交付し、先進地視察等を通じた人材育成や活動内容の充実等を支援しました。また、広報紙 6 月号から偶数月に芦屋町手をつなぐリボンの会の構成団体の紹介記事を掲載し、ボランティア活動への参加を促しました。 今後の課題等 ◆ボランティア活動に興味があっても、参加できない人へ参加のきっかけを作る必要があります。 令和8年度 計画 ◆介護保険被保険者証の交付の際に、ボランティア活動センターが作成したボランティア団体等の紹介冊子を同時に配布し、高齢者の活動への参加を促します。 ◆あしたの会の活動内容について、広報紙への掲載やチラシを配付し周知を図ります。 ◆ボランティア団体の人材育成や活動内容の充実を図るため、芦屋町手をつなぐリボンの会の活動を支援します。

社会福祉協議会の取組

具体的取り組み項目(資料③ 取組番号 16) ◆老人クラブ、障害のある人の当事者団体と連携を図り、福祉課題のニーズの把握に 向けた取組を進めます。
令和7年度 取組結果・実績(評価〇) ◆老人クラブ連合会の評議員会に出席し、ニーズの把握に努めました。また、運営補助金及び事業助成を行いました。 ◆NPO 法人障がい者 YY くらぶにソフトバンクホークス無料観戦チケットを配付しました。また、運営補助金を交付しました。 今後の課題等 ◆会員や担い手の高齢化、後継者不足といった問題を抱えていて、人材の確保が必要です。 令和8年度 計画 ◆引き続き運営費の補助や事業助成を行います。 ◆人口の減少、いくつになっても働き続けられる社会の進展、自治区加入率の減少等という背景を踏まえながら、地域団体の将来像についてさまざまな機会に関係機関・団体と意見交換を行います。

（2）地域における連携の体制づくり

②見守り活動の充実

行政の取組

具体的取り組み項目（資料② 取組番号 34） ◆事業者等が、商品配達時等に何らかの異常を感じた時には、役場等に通報するよう、引き続き働きかけていきます。
福祉課（高齢者支援係） 令和7年度 取組結果・実績（評価◎） ◆独居高齢者等の見守り協力を求めるため、新聞販売店やコンビニエンスストア、保険会社などの 20 団体に見守りネットふくおかの協定締結による見守り依頼書等を送付し、引き続き見守り活動に取り組んでいただくよう依頼しました。 今後の課題等 ◆引き続き事業者等へ見守り活動への取り組みに協力が得られるよう、関係事業者と協力関係を築いていく必要があります。 令和8年度 計画 ◆独居高齢者等の安心のため、新聞販売店やコンビニエンスストア等、見守りネットふくおかの協定締結団体に対し、引き続き見守り活動への協力依頼を行います。

社会福祉協議会の取組

具体的取り組み項目（資料③ 取組番号 19） ◆常日頃から見守りや声かけを促進し、地域における犯罪抑止に努めます。
令和7年度 取組結果・実績（評価〇） ◆愛の福祉ネットワーク推進地区の委員会に出席した際に、訪問販売が回っているなどの報告があることがあり、そのような際に注意喚起と併せて見守り・訪問活動が犯罪抑止につながることを話しました。 今後の課題等 ◆災害だけでなく、犯罪という視点においても平時の取り組みが非常時に有効であることの理解を求めている必要があります。 令和8年度 計画 ◆愛の福祉ネットワーク推進地区や地域交流サロンに出向いた際に、引き続き犯罪抑止の面からの見守り・訪問活動の意義を訴えていきます。

(3)安心・安全を支える体制づくり

②地域防災体制の確立

行政の取組

具体的取り組み項目(資料② 取組番号 39)

◆災害発生時等の緊急時に必要となる様々な対応を想定し、自主防災組織が実施する自主防災訓練への支援を行います。

総務課(庶務係)

令和7年度 取組結果・実績(評価◎)

◆自治区等が実施する自主防災訓練の実施はありませんでしたが、町が実施する避難訓練に自治区が参加し実施しました。(訓練総参加者 6 月:391 名、11 月:1,419 名)

◆三軒屋区サロンで出前講座を実施し、災害時に取るべき対応、ハザードマップを用いての自治区内の危険箇所の確認、避難場所などを説明し、地域防災力の強化に努めました。

◆防災士の資格取得に係る費用を町が負担する防災士育成事業を案内し、10 名の申し込みがあり、結果7名が新たに防災士資格を取得しました。

◆防災士資格取得者による勉強会を 4 月に実施し、町の備蓄物資の状況などを説明、保管庫を現地見学した。また、町で活躍する防災士から、他自治体の防災士活動の報告を受けるなど、地域の自主防災活動の強化につなげました。

(参加者:11 名 ※職員防災士含む。総務課職員除く)

今後の課題等

◆出前講座の申し込みが少なく、自治区等が主催する訓練の実施はありませんでしたが、町が実施する訓練には、ほぼ全自治区が参加しました。

◆4自治区(浜口、第一緑ヶ丘、金屋、中小路)で自主防災組織が結成されていないことが課題です。このため、自主防災組織が助成対象となる一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業(地域防災組織育成助成事業(自主防災組織育成助成事業))を各区に案内し、地域防災力の維持、新たな自主防災組織の働きかけを行っています。(令和7年度はまゆう区が採択、事業実施)

令和8年度 計画

◆自治区などの地縁団体に対し、防災に関しての知識の啓発を行うとともに、地域での訓練実施の際の支援を行います。

◆資格取得に係る費用(受験料、教本代、認証登録料)を町が負担する防災士育成事業を案内し、町内、地域での防災士定着を図ります。また、防災士登録者の勉強会などを開催します。

社会福祉協議会の取組

具体的取り組み項目(資料③ 取組番号 27) ◆災害ボランティアセンターの仕組みや役割について住民の理解が深まるよう、情報提供や研修会の実施などの普及啓発を進めます。
令和7年度　取組結果・実績(評価〇) ◆令和7年8月の大雨被害に対する活動について、社協広報ふれあい10月1日号で紹介しました。 ◆あしや町社会福祉法人連絡会が実施した災害時避難所開設研修について、社協広報ふれあい令和8年2月25日号で紹介しました。 今後の課題等 ◆社協と災害ボランティアセンターの関係について町民の理解が深まる取り組みが必要です。 令和8年度　計画 ◆引き続き社協広報ふれあい等を活用して、災害ボランティアセンター関連情報を発信します。

⑤再犯防止のための施策の推進

行政の取組

具体的取り組み項目(資料② 取組番号 48) ◆保護司会等の更生保護に携わる団体と連携し、就労支援等の更生に必要な支援に努めます。
福祉課(障がい者・生活支援係) 令和7年度　取組結果・実績(評価◎) ◆福祉課窓口において相談があり、障がい福祉サービスの紹介を行いました。 ・R7:1名 今後の課題等 ◆犯罪をした人が社会の中で安定した生活を送れるように、切れ目のない支援をすることが必要です。 令和8年度　計画 ◆必要に応じ、就労支援、保健、医療、障がい福祉サービス等の行政サービスの情報提供を行います。

具体的取り組み項目(資料② 取組番号 49) ◆保護司会等の活動を支援するとともに、警察、司法関係機関、医療、福祉関係機関との連携強化を図ります。
福祉課(障がい者・生活支援係) 令和7年度　取組結果・実績(評価◎) ◆福岡県再犯防止推進市町村担当者理解促進セミナー(犯罪被害者支援従事者による講

演、県における取組、県警における取組、グループワーク）に出席し、担当職員の資質向上を図りました。
◆保護司会が作成した広報紙「更生おんが」を広報7月号に折り込み、保護司の活動内容について紹介しました。
今後の課題等
◆警察、司法関係機関等と情報共有を図ることができる研修やセミナー等の案内があった際は出席し、情報共有及び連携を図ることが必要です。
令和8年度　計画
◆再犯防止に関する研修やセミナー等に参加し、警察、司法関係機関等との情報共有及び連携を図ります。
◆広報紙や町ホームページに保護司の活動内容を紹介し、人材発掘や育成の支援を行います。

具体的取り組み項目（資料②　取組番号 50）
◆保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」に取り組むほか、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

福祉課（障がい者・生活支援係）
令和7年度　取組結果・実績（評価◎）
◆保護司会と連携し、PTA役員、学校関係者、少年補導員、民生委員・児童委員などに対し、「社会を明るくする運動」の動員依頼を行いました。また、広報紙7月号に掲載し、周知を図りました。
◆保護司会が作成した広報紙「更生おんが」を広報7月号に折り込み、再犯防止に関する啓発を行いました。
令和8年度　計画
◆「社会を明るくする運動」に取り組み、犯罪や非行をした人に対する理解と更生について理解を深めるとともに、再犯防止に関する広報・啓発に努めます。

具体的取り組み項目（資料②　取組番号 51）
◆学校教育において、いじめや不登校の対応、非行防止のための教育を推進します。

学校教育課（学校教育係）
令和7年度　取組結果・実績（評価◎）
◆小中生徒指導担当者、SC、SSW等が参加する小・中連携生徒指導部会を年間 10 回、小中生徒指導担当者、保護司、少年指導員、主任児童員、芦屋交番等が参加する芦屋町生徒指導情報交換会を年 2 回、教育支援センター運営協議会を年 3 回開催し、いじめや不登校、問題行動等について情報交換し、解決策や連携した取組等について協議しました。
◆各小中学校の実態に応じて、「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」等を活用し、非行防止教育等を実施しました。（薬物乱用防止教育：4 校実施、性暴力防止教育：2 校実

施、ネットの適正利用：4 校実施）

今後の課題等

◆不登校児童・生徒が増加傾向にあるので、小中や関係機関との連携を強化していく必要があります。特に、令和 7 年度に設置した教育支援センター及び芦屋中学校内の校内教育支援センターの効果的な運営と啓発を推進することが必要です。

◆児童生徒を取り巻く環境が厳しくなっている中、規範意識の向上と犯罪に巻き込まれないスキル等の育成のために、非行防止教育のさらなる推進と保護者への啓発を図る必要があります。

令和8年度　計画

◆いじめや不登校、問題行動等についての会議を定期的に開催して情報共有し、小中や関係機関と連携して対応します。（小・中連携生徒指導部会：年間10回、芦屋町生徒指導情報交換会：年間 2 回、教育支援センター運営協議会：年 3 回）

◆発達段階や校種に応じて、系統的に規範意識を育成する「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」などを活用して、児童生徒の非行防止教育を行います。（非行防止教育：各学校年2回以上実施）

社会福祉協議会の取組

具体的取り組み項目（資料③ 取組番号 33）

◆更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や行政等と連携して、犯罪や非行をした者やその家族等に対する支援に努めます。

令和7年度　取組結果・実績（評価―）

◆直接の相談や支援要請はありませんでした。

今後の課題等

◆社協としてどのような支援が可能か、保護司等に周知する必要があります。

令和8年度　計画

◆保護司の会合に出向くなどして、顔の見える関係づくりをします。

＜基本目標3＞福祉を支える人づくり

（2）地域福祉を担う人づくり

①地域福祉を担う人材の確保や育成

行政の取組

具体的取り組み項目（資料② 取組番号 56）

◆活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や地域の人を対象にしたボランティアに関する研修などの充実を図り、人材の育成に努めます。

福祉課（高齢者支援係）

令和7年度 取組結果・実績（評価◎）

◆令和 7 年度より、事業名を「体操サポーター養成講座（初級・修了生コース）」から「ゲンキはつらつサポーター教室（前期・後期）」へ、事業対象者を「サポーター活動を行う（予定の）者」から「おおむね 65 歳以上の町民」へと変更して、より参加しやすい事業へ変更しました。前期（旧：初級コース）を 8 回後期（旧：修了生向けコース）を 6 回開催して、前期 20 人、後期 49 人が参加しました。

◆新たなサロン開始地区はありませんでした。

令和8年度 計画

◆より参加しやすい教室を継続することで、主体的に活動に取り組む地域のリーダーをより多く育成します。

◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を開催します。また、新たにサロンを開始予定の地区には立ち上げ支援研修を開催します。

具体的取り組み項目（資料② 取組番号 57）

◆福祉活動に関わるボランティア情報の収集と発信、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。

福祉課（高齢者支援係）

令和7年度 取組結果・実績（評価◎）

◆社会福祉協議会と連携し、広報紙 6 月号から偶数月に芦屋町手をつなぐリボンの会の構成団体の紹介記事を掲載し、ボランティア活動への参加を促しました。

◆65 歳になった人に窓口で介護保険被保険者証を交付する際、ボランティア活動センターが作成したボランティア団体等の紹介冊子を配付することで、ボランティア団体等の活動内容を周知するとともに、活動参加を促し人材確保に努めました。

今後の課題等

◆ボランティア活動を含めた地域活動継続のため、新しい担い手の発掘・要請が求められています。

令和8年度 計画

◆社会福祉協議会と連携し、手をつなぐリボンの会や配食ボランティアの八朔の会等の広報活動に協力します。

◆ボランティア活動団体の紹介冊子について、あらゆる機会を捉えて高齢者に配布します。

社会福祉協議会の取組

具体的取り組み項目（資料③ 取組番号 38） ◆ボランティア活動に必要な備品提供をはじめ、活動の全般的な支援を行います。
令和7年度　取組結果・実績（評価〇） ◆芦屋町手をつなぐリボンの会（＝ボランティア連絡協議会）、愛の福祉ネットワーク実施8地区に助成金を交付しました。 ◆上記各団体等の定例会をはじめとする活動に参加し、活動上の課題や悩みの聞き取りを行いました。 ◆愛の福祉ネットワーク実施地区情報交換会を実施し、他地区の活動状況を知って今後の励みにしてもらう機会を確保しました。 今後の課題等 ◆財政的な支援の財源は赤い羽根共同募金の配分金が主であり、募金額減少への対応が必要です。 令和8年度　計画 ◆ボランティアグループ、愛の福祉ネットワーク実施地区、地域交流サロン新規立上げ地区に助成金を交付するとともに、活動状況や課題の把握をし、助言等を行います。